

当協会が行っている事業に関するお知らせ
(消費税率変更に伴う取扱い)

日頃より、当協会にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
消費税率の変更に伴う、取扱いにつき、以下のとおり、ご案内をさせていただきます。

○会誌「森林技術」関係

会誌「森林技術」を年度当初、年間購読を申し込まれた方は、今年度の年間購読料を据え置きといたします。

なお、10月以降、個別に購読される場合は消費税率10%を適用いたします。

○講習受講、資格等の登録や登録証の再交付等（森林認証、クリーンウッド法関係を含む）、森林調査用物品や森林・林業関係図書の購入等

審査や登録等の申請の日にかかわらず、審査や登録の事務を了した日をもって、また、購入については受注の日をもって、消費税率（10月1日以降は10%）を適用いたします。

○林業技士関係

年度当初の受講案内でご案内しましたとおり、新規に受講される皆様には、10月1日以降に開催される講習会の受講や申請される登録証の交付等の事務についても税込み（8%）の額といたします。

なお、すでに登録されている皆様の登録の更新や紛失に伴う登録証の再交付で、10月1日以降、申請があったものについては10%といたします。

○会館の会議室の利用関係

日林協会館の会議室の利用料については、申し込みの日にかかわらず、実際に使用した日をもって消費税率を適用いたします。

以上、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。

なお、ご不明な点、ご質問等ございましたら、下記へお問い合わせください。

管理・普及部（総務）

TEL : 03-3261-5441

FAX : 03-3261-5393

E-mail : so-mu@jafta.or.jp